

令和 3 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 3 年 1 月 8 日
 担当部・課：総務部総務課〔内線 4 0 3 2〕

① 件 名
宮城県行政書士会との行政手続きに関する連携協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 これまで、東日本大震災をはじめとした災害時には、各種申請等の事務手続きにおいて、行政書士会からの申し出により支援を受けて、市民サービス低下の防止に努めてきた経過がある。 宮城県行政書士会では、令和 2 年 1 2 月に仙台市と「行政手続きに関する連携協定」を締結したことをきっかけに、将来的には県内の多くの自治体と同連携協定の締結を希望しており、本市に対しても、災害時だけでなく平常時の業務を視野に入れた連携協定の締結に関する要望があった。</p> <p>【目的】 宮城県行政書士会との連携協定を締結し、相互連携と協働による活動の推進により、地域の諸課題等に迅速かつ柔軟に対応し、市民サービスの向上を図ることをもって、市民福祉の増進に資するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 行政書士法（昭和 2 6 年法律第 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 5 月 宮城県行政書士会より「行政手続きに関する連携協定」の締結に関する要望 6 月 総務部長発「行政書士に依頼することが有用な業務」について各部（かい）へ照会</p>
⑤ 主な内容
<p>《行政書士会との連携事項》</p> <p>1 恒常的な業務に係る事項 ア 各種行政手続き相談に関すること。 イ 相続人の調査に関すること。 ウ 成年後見制度に関すること。 エ 空き家の調査等に関すること。</p> <p>2 災害等の業務に係る事項 ア 各種証明書の交付申請に関すること。 イ 各種許認可の申請等に関すること。 ウ 各種登録・抹消等手続きに関すること。 エ 各種支援金・給付金等に関すること。</p> <p>3 その他 連携協定の目的に沿った、石巻市が必要と認める事項。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 相互連携により、突発的に発生する業務や手間のかかる調査業務等に迅速かつ柔軟に対応することにより、市民サービスの向上のみならず、職員の負担軽減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 費用の負担については、その都度、業務の内容に応じて協議により決定する。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>令和2年12月23日に仙台市が宮城県行政書士会と「行政手続きに関する連携協定」を締結しているが、平常時の連携で自治体と行政書士会が協定を締結した例は全国初となる。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和3年11月18日 協定締結式 市報、HP、新聞等により市民に周知</p>
<p>⑨ その他</p>